

## 京都市教育長告示第1号

京都市教育相談総合センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市教育相談総合センターについて、開所時間を臨時に変更し、及び臨時に休所します。

令和2年4月20日

京都市教育長 在田正秀

### 1 開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
令和2年7月1日(水), 同月15日(水), 同月29日(水), 同年8月5日(水), 同月19日(水), 同年9月2日(水), 同月16日(水), 同月30日(水), 同年10月7日(水), 同月21日(水), 同年11月4日(水), 同月18日(水), 同年12月2日(水), 同月16日(水), 令和3年1月6日(水), 同月20日(水), 同年2月3日(水), 同月17日(水), 同年3月3日(水), 同月17日(水) 及び同月31日(水)	午前9時から午後5時まで

### 2 臨時に休所する日

臨時に休所する日	令和2年7月26日(日), 同年8月23日(日), 同年9月27日(日), 同年10月25日(日), 同年11月22日(日), 同年12月27日(日), 令和3年1月24日(日), 同年2月28日(日) 及び同年3月28日(日)
----------	--

(教育相談総合センター)